

ID: 29-2

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町公共物管理条例 第8条		
<b>例 規 番 号</b>	平成13年条例第14号		
<b>【基準】</b>			
<p>第8条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、許可の取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築、移転、若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物より生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 工事その他の行為又は工作物が公共物の管理上著しい支障を生ずることとなったとき。</p> <p>(5) 公共物に関する工事のため、やむを得ない必要があるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>【共通担当部署】</b>			
財政課			
建設水道課			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日